

関西労災職業病

関西労働者安全センター

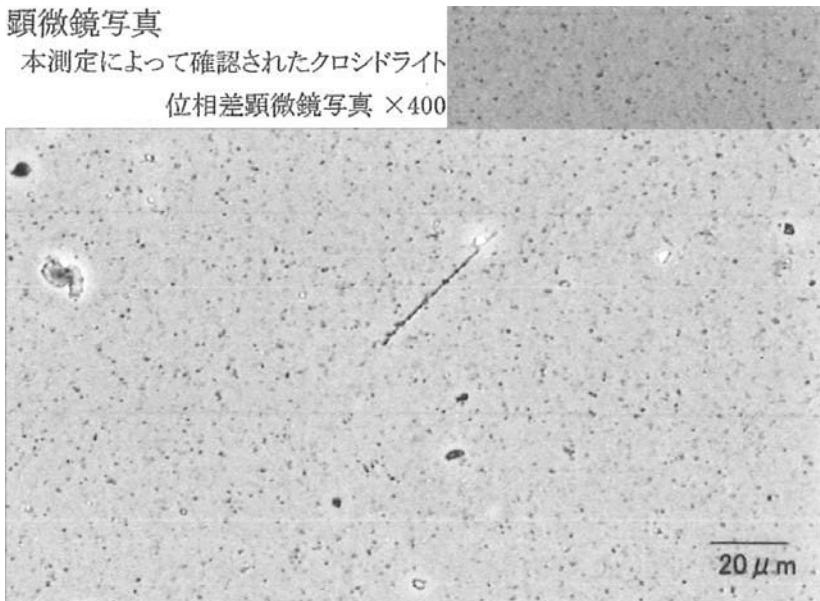
2013. 1.10発行(通巻第429号) 200円

〒540-0026 大阪市中央区内本町1-2-11 ウタカビル201
TEL.06-6943-1527 FAX.06-6942-0278
郵便振替口座 00960-7-315742
近畿労働金庫梅田支店 普通 1340284
E-mail : koshc2000@yahoo.co.jp
ホームページ : <http://www.geocities.jp/koshc2000/>

顕微鏡写真

本測定によって確認されたクロシドライト

位相差顕微鏡写真 ×400



- 大阪府立金岡高校で石綿飛散事故
教室内で青石綿検出 不適切対応続く 2
 - 連載 それぞれのアスベスト禍 その27 古川和子 12
 - 韓国からのニュース 14
 - 前線から 17
- 第三者行為災害で派遣先工場らと和解 三重／労災の2年半後の
休業を補償請求 滋賀

12月の新聞記事から／19
表紙／金岡高校の教室内空気中で検出された青石綿(クロシドライト)
2012年11月17日のアスベスト室内空気環境測定結果報告書から

'13 1



大阪府立金岡高校で石綿飛散事故

教室内で青石綿検出
続く不適切対応

安全センター事務局

昨年11月、大阪府立金岡高校の耐震工事中に石綿を飛散させる事件が起こった（上写真：金岡高校工事現場 2012/11/21）。

安全センターに匿名の情報提供があり、大阪府教育委員会に問い合わせたところ事実であることが判明した。

現場に行き事実確認と関係者の事情聴取をおこなった。その後の経過で明らかになつたことを含め、事前調査、工事施工、事故発覚以降の対応の各段階で問題点が浮き彫りになった。

当センターは中皮腫・アスベスト疾患・患者と家族の会とともに府教委への申し入れを行い、これまで2回開催された同校保護者会のあとの府教委・学校関係者との話し合いにも臨んだ。こうした経過を関西労働者安全センターホームページのブログで報告してきた。

事件は大阪府下のふつうの高校で起こった。

しかし、この一石綿飛散事故でのさまざまな出来事は、日本全国でおこなわれている石綿対策工事にかかわる問題だと痛感する。

おりしも、中央環境審議会大気環境部会石綿飛散防止専門委員会（長たらしいので、以下、石綿専門委）では、「石綿の飛散防止対策の更なる強化について」議論がされており、その中間報告書（案）へのパブリック



通報による軒下写真

コメント募集について、金岡高校事件を踏まえた意見を提出した。

「吸引したら、すぐに被害が出るのではない」ことに由来するのだろう。

石綿の飛散防止対策は未だに確立されているとはいえない。クボタショックから8年が経とうとしている今でもだ。

以下に金岡高校事件を報告し、改めて、石綿飛散防止対策への注目を訴えたい。

各所で、青石綿が検出

昨年11月中旬、匿名の通報が安全センターに寄せられた。

「堺市の府立金岡高校で、校舎改修工事中に石綿を飛散させている」

通報に付されていた写真は、軒下の吹き付け石綿が破損、著しい劣化状態をみせていた。

通報を受け、11月21日に府教委を直接訪問し、事情を聞き、午後から金岡高校に行き、工事関係者から話を聞いた。

この時すでに府教委、学校、工事業者は飛散事故を知っていた。かれらが、飛散事故を「知るきっかけ」



金岡高校正門 2012/11/21

は11/17に校内で空気中石綿濃度を測定した、測定業者A社の指摘だった、という説明をこのとき初めて聞かされた。

通報写真のような状態を見ておいて、外部の測定業者に言われて、「初めて知った」は、なかろうに。これが正直な感想だった。この気持ちに今も変わりはない。

この測定業者は、11/18の午後に学校宛てに測定結果の「速報」ファックスを送信していた。その添え状には、以下のように書かれ

お世話になっております。
アスベスト室内空気環境測定結果速報 FAX いたします。
各所で 青石綿が検出されています。 工事の影響と思われます。
測定当日は 雨天 及び 生徒・職員等による外部(渡り廊下等)・教室への出入りが少なかった為、非常に低い値になったと思われます。
天候が良く、特に軒天を剥がす作業や、軒天内の石綿が落ちる作業をされていた時には、(私達が測定時に確認した足場周辺に青石綿が散乱している状況から)作業場周辺では 数百本/L(非常に危険な状態)の青石綿が飛散し続けていたと想定されます。
周辺に散乱してたる石綿の完全撤去が 完了するまで 生徒の立入をひかえさせるなど 対策が必要かと思われます。

速報ファックス

ていた。

青石綿とは、クロシドライトのことで、文字通り、青い色が特徴。かつて、商標名「トムレックス」というニチアスの石綿吹き付け材などに多用された。

発がん毒性は最強で、クリソタイル（白石綿）の100倍以上とも言われる。尼崎のクボタ旧神崎工場の内外で多数の被害者を出した元凶がこれだ。

アスベスト対策工事に関わったことのある工事業者が、通報写真のような、典型的な青石綿吹き付けの劣化状態をみて、「アスベストと気がつかなかった」と言うとするならば、無能の証明、あるいは、故意のごまかし、のどちらでしかない。

11/21の午後、金岡高校で工事関係者のすべて（もちろん学校担当者も）が「言われるまで、気がつかなかった」と明言するのを聞きながら、暗澹たる気持ちだった。

「正直、とんでもない方々、だわ」

とても見過ごすことはできない。

ところが、このとき府教委にみせてもらった書類は、コピーをもらうことはできなかつた。

しかたなく情報公開請求を行い、開示決

堺市北区の大坂府立金岡高校（1,030人）で、校舎のひさしに毒性的高いアスベスト「青石綿」が吹き付けられていたのに、むき出しがなったまま飛散する状態で工事が行われたことが6月、分かった。校舎内では青石綿とみられる塊も落ちていた。府教委は「校舎の完成時に石綿の存在が示されていなかつた」と説明。専門家は、建物の改修・解体時に石綿が含まれていないか、事前調査の徹底が必要だと警告している。

【大島秀利】

学校側は発覚後、速やかに飛散防止対策を取った。保護者に説明。大気汚染防止法では、工場敷地境界は10m以下と定めている。委員の声。10月24日から実施した外壁の補修・塗り替え工事が完了している。

【大島秀利】

17日の校内測定で最も飛散している。

【大島秀利】

第三者検証を

2012年12月10日
大阪府教育委員会 御中

関西労働者安全センター運営協議会
議長 浦功
中皮腫・アスベスト疾患・患者と家族の会
会長 古川和子

要請書

府立金岡高等学校における石綿飛散問題について、当センターを含む第三者を加えた検証作業の実施を求めます

貴委員会におかれましては、日頃から良好な教育環境の整備にご尽力されていることと存じます。

さて、標記の石綿飛散事故は、関係者に再発防止のための教訓を提供してくれています。

この際、将来の社会を担う児童・生徒が集う教育現場での再発防止を第一に考え、「できるだけ穩便に」という姿勢ではなく、「できるだけオープンに」この問題の検証作業を行うべきです。

本件について、「内部的に一件落着」としてしまうのではなく、当センターを含む第三者を入れた検証作業を可及的すみやかに開始されることを強く要請いたします。

以下、当センターにおける事件経過の認識を記して貴委員会のご確認を求めますと共に、本要請の趣旨をご理解いただき、本要請に対するご回答又はご検討状況を12月17日までにご連絡くださいますようお願ひいたします。

1) 経過について

(11/19以降に当センターによる府教委、工事関係者、学校関係者からの聞き取り内容などに基づく。)

現在までの本件の経過をまとめますと次のようになります。修正するべき点がありましたらご指摘ください。

※ 耐震工事の一環として実施されていた改修工事中に、南校舎東側部分の各階のひさしの下のいわゆる軒天ボードの劣化が進んでいることから、軒天材の張り替え工事を追加発注して実施することになった。

※ これに先だって夏休み期間中に、校舎内部の梁に吹き付けられているアスベストの除去作業を実施した。この際、吹き付けられているアスベストの分析を行い、クロシドライト（青石綿）10.5%、クリソタイル1~2%を確認している。今回問題になった軒天下の至近の分析結果は、青石綿だった。青石綿は最も発がん性が強く、吹き付け材に多用された。クボタ石綿禍事件で多数の被害を出すことになった主原因は、青石綿がクボタ石綿水道管に使用されたためである。

10/24～11/6 軒天材の撤去工事実施。軒天に使用されている耐火ボードをはずしたことろ、上にあるデッキプレートの劣化がはげしく、「(さびやほこりで)近寄れなかつた」という状況で作業を行った。

工事会社、設計監理会社「吹き付け石綿があることに気がつかなかった。11/17に指摘されてはじめて気がついた」

11/17 学校から発注された測定業者が、年1回実施されている教室内空気中石綿濃度測定を実施した際、正午頃、軒天下及びエレベータホールに落ちている吹き付け石綿を、学校担当者に指摘。4時頃、設計監理会社、工事会社、校長、学校担当者が



協議。

11/18 軒天下の露出箇所をビニールで覆う作業を実施。測定業者から、濃度測定結果速報とともに分析試料中に青石綿が検出されていること、前日に指摘した問題についての注意を促す内容のファックスが学校に送られてきた。

11/19 学校担当者は測定業者からのファックスを事務長に報告。工事業者にも伝える。工事業者は府教委に行き対応策を協議、堺労基署、堺市環境部局にも相談した。

11/21 午前10時に関西労働者安全センター片岡と中皮腫・アスベスト疾患・患者と家族の会古川会長が府教委に出向き、協議。窓口に出た、府教委施設財務課田代副主査、河村主査、羽柴課長補佐（技術担当）に対して「金岡高校のことを説明して貰いたい」とお願いしたが、「知らない」とのことだった。そこで、現場担当者に早急に連絡をとってもらうようにしたところ、現場担当者宮崎氏は金岡高校の現場に行っていることだということがわかった。現場を見せていただきたいと申し入れ、午後1時から現場に府教委の方々に同行していただくことになった。午後1時から、現状視察、工事事務所で工事関係者、学校担当者の説明をお聴きした。

11/26 府教委に教室内測定結果の正式報告書が来ていたら見せて貰いたいと、架電。折り返し、府教委宮崎氏から入電「室内測定結果はきているので、府教委に持ち帰る。軒天該当箇所の分析は22日に工事業者が発注したが、まだ結果はきていない」

囲い込み工事（軒天ボードはり）を11/26までに実施、完了

11/27 保護者宛に「大規模改修工事に伴うご報告」(A4 1枚)を府教委施設財務

課、学校名で配付

11/27 府教委宮崎氏から入電「室内測定結果は正式な情報公開請求をしてくれないと出せない」とのことなので、公開請求を行った。

12/5 府教委施設財務課から入電。「室内測定結果についての開示決定をした。決定書を郵送するので、開示はそれ以降になる」

12/6 金岡高校問題報道。開示決定通知書が届き、室内測定結果報告と11/18に学校が受領した測定業者からのファックスの送付状の開示を受けたが、開示内容について不備があった（カラー写真がモノクロ複写になっていた、ファックスで送付された文書のうち送付状しか開示されなかつた、の2点）ので府教委施設財務課（小林氏）に架電、是正を要請した。

12/7 当センター片岡より府教委施設財務課に架電。電話に出られた羽柴課長補佐に「12/10（月）午前9時30分すぎに要請をしたい」と申し入れ、了解される。

2) 検証作業を要請する理由

今回の一連の事態は、本来、あってはならない、また、あるはずのないものでなければなりませんでした。

たとえば、

①天下に石綿吹き付けがあったことが事前に把握できていなかったこと（軒天改修は工事予定にはない追加工事だった）。

②軒天下と連続している内部の梁等には石綿吹き付けがあり、これの除去工事を8月に実施しているにもかかわらず、追加工事を決定した時点で石綿吹きつけの有無の調査を実施していないこと。

③軒天のばらしを開始した時点で、工事業者が石綿吹き付けに気がつかなかったこと。

④その結果、少なくとも10/24～11/6の間、「(さびやはこりで)近寄れなかつた」状況の工事が、生徒、教職員の生活空間において実施され、環境測定も実施されず、防護措置も一切とられていないこと。作業に従事した労働者においては、生徒、教職員よりもさらに深刻な石綿ばく露状況にさらされたと考えられること。

⑤保護者への説明として配付された11/27文書の内容には、④を含めて重要部分が書かれておらず、きわめて不適切な情報提供に終わっていること

⑥11/27文書の中で、11/17、21の測定結果を引用して、問題がない、としている点は、「基準値」の説明内容に誤りがあり(「WHO基準値」は存在しません。)、かつ上記④の点を捨象しており、説明としては間違い、意図的過小評価となっていること

⑦作業に従事した労働者への情報提供はどうのようにおこなわれているのかが不明であること

など、指摘できる問題点、疑問点が多くあります。

事実関係を丹念に明らかにして、そこから再発防止策(教職員、生徒、作業従事者の石綿ばく露を防ぐための)を導き、将来的なリスクができるだけ正確に推定し、将来的な被害が生じたときのための情報共有を確実にするために、検証作業が不可欠です。もちろんこの検証作業には第三者、良識ある専門家の参加が必要ですし、学校の各構成員の方々、工事関係者を含めてオープンな議論が必要です。

そして、検証作業を行うタイミングは、事件が発生し関係者の関心が集中している今をおいてありません。

貴委員会が検証作業実施をすみやかに決

定されることを強く要請いたします。

保護者から批判続出

府教委、学校は12月12日、12月26日の2回、保護者説明会を開いた。

当センターから参加希望を学校や府教委に申し出たが断られ、いずれも説明会終了後の記者レクに参加するように求められたので、その場を利用して府教委、学校関係者に疑問点をぶつけた。

保護者会では、保護者や周辺住民から厳しい意見や質問が多く出されている。

当日の配付資料や会議記録が金岡高校のホームページ<http://www.osaka-c.ed.jp/kanaoka/>に掲載されているので、ぜひ、そちらを読んでいただきたい。

関西労働者安全センターのブログもご参照下さい。

<http://blogs.yahoo.co.jp/koshc2000>

汚染拡散、放置つづく

発端となった11月17日の測定業者による測定結果では、問題となった南側校舎の軒下に近い教室と、さらに離れた北側校舎内の空气中からも青石綿が検出されている。

現在では青石綿が一般大気中から検出されることはまずなく、原因が今回の飛散事故にあることは間違いないところだ。

学校と府教委は、「(大気汚染防止法による工場敷地境界基準の)10本／リットルを下回っているので問題ないと考えて、通常通りの学校運営を続けた」と説明し、校内のク

リーニング作業を行っていない。

12. 12/20 金日

そのためだろう、12月21日に実施した測定でも、石綿を各所で検出している（次頁図）。

11月17日の測定で、問題を提起した測定業者は偏光顕微鏡による石綿種類の同定をおこない、検出した石綿はすべてが青石綿であったと指摘した。

府教委の12/26配付資料には「※検出されたアスペストはすべて青石綿でした」とあるので、12月21日の測定でも「そうであったのか」と担当者に質問したところ、12月21日に府教委が別の業者に行わせた測定では偏光顕微鏡による同定は行っていないとの回答だった。

この件への対処がどうなっているのかは、いまのところわかつてない。

いずれにしても、今も金岡高校の「青石綿汚染状態」はそのままにされている。

問題は国にも、現場にも

主要な問題点の一つは『(大気汚染防止法による工場敷地境界基準) 10本／リットル』を下回つていることをもって『安全』と言つていいのか」という点だ。

結論的には、安全だとするのは、誤りだといふことになるが、府教委、学校、工事業者

堺市北区の大坂村立金岡高校で、毒性の高いアスベスト青石綿を露出させたまま校舎を補修工事していた問題で、工事現場の普通教室棟から約30㍍が離れた特別教室棟でも、青石綿が検出されていたことが分かった。専門家は、石綿が校内に拡散したこと 등을示唆している。青石綿は、多

皮膚を発症させやすくなり、各國が最も早期に使用を禁止した。

日に校舎内へ定め、普通教室北へ28m離れた所で、室棟の2階力所でも、空たり0・11mを検出した。4階渡り廊一タ一前や周辺での膏も、口頭やをしていた。

20力所で測
れた特別教
室棟から
3倍の2
空気1kg当
本の青石
業者は、
トのエレベ
土事の足場
石綿の散乱
認したと
書で報告
・普
い
屋
側
か
が
で
開
間
で
か
が
は
ト
事
石
認
と
書
報
・普

工事は普通教室棟東側の外壁の補修と塗り替えで、今年10月下旬から開始。学校の説明では、工事場所の窓は閉め切ったが、他の部屋や建物では対応してなかった。

と報告しており、工事作業時にはより高濃度だった可能性を指摘していた。

堺・金岡高
30メートル離れた棟で検出

石綿 校内に拡散

染防止法では、工場敷地境界での空気中濃度を同10本以下と定めている。しかし業者は、測定日が土曜日で人のと指摘している。

天皇秀利

2012年12月20日 每日新聞

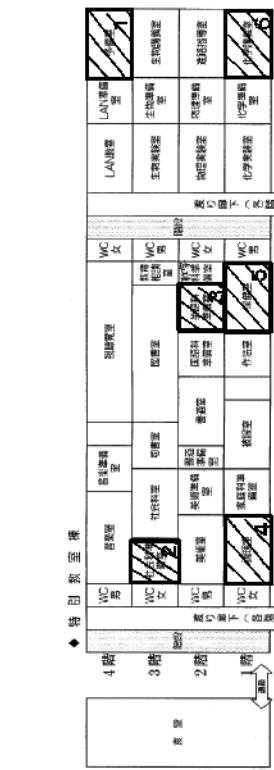
は、「基準はそれしかない」「環境省が決めた数値だ」というばかりで、中味の議論をしようとすらしない。

冒頭紹介した、石綿専門委でもこの点

大阪府立金岡高等学校アスベスト室内空気環境測定結果(平成24年11月17日と12月21日測定)

【単位:本/L】

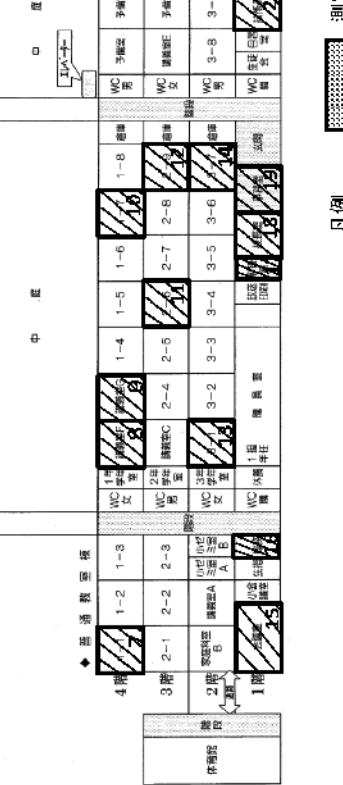
特別教室棟 測定対象室 測定値(11/17) 測定値(12/2)		
番号	測定対象室	測定値
1 4階	物理講義室	0.11未満
2 3階	社会科準備室	0.11
3 2階	英語準備室	0.056
4 1階	調理教室	0.11未満
5 1階	保健室	0.11未満
6 1階	化学講義室	0.11未満



【単位:本/L】

普通教室棟 測定対象室 測定値(11/17) 測定値(12/2)		
番号	測定対象室	測定値
7 4階	1-1 講義室F	0.11未満
8 4階	講義室G	0.56
9 4階	1-7	0.11未満
10 4階	2-6	0.90
11 3階	2-9	0.11未満
12 3階	3-1	0.056
13 2階	3-7	0.22
14 2階	大金鑓室	0.11未満
15 1階	給務室	0.056
16 1階	応接室	0.11
17 1階	校長室	0.056未満
18 1階	事務室	0.11
19 1階	技術職員室	0.22
20 1階		0.056

7



凡例

測定対象室

別紙1

※検出されたアスベストは全て青石綿でした

※12月26日説明会資料より

の議論がされている。

議事録を引用しよう。

「・・・敷地境界領域をリッター当たり10本に決めた委員の立場として言いますと、リスクアセスメントはしたのです、そのときには混合曝露のデータしかなかったわけです。だけど、その時点ではアモサイトはいずれ使わなくなるという情報を、業界がそういうふうに明言していくまして、クリソタイルだけの曝露だということで考えましょうということで、最終的にWHOもリッター当たり10本という当時の案があったので、とりあえずこれでいきましょうと。実際の住民の方は、境界敷地よりもさらに離れているから、さらにそれで減衰するであろうということで決めたわけでありますので、それを、アモサイトとかクロシドライトも吹き付けてある、それの撤去の際の基準に用いるというのは、そもそもその考え方方が適用できないものだというふうにして考えてほしいのです。・・・」(森永謙二委員：下線筆者)

子供が生活する教室内の基準として「10

本／リットル」を使うのが誤りであることは、明かだ。

12/26にこの資料を府教委に示した。

しかし、いまだに府教委は「基準はそれしかない」「わたしらにはわからない」と言うばかり。環境基準を決めない環境省の怠慢は当然だが、現場をあずかる府教委のこのような姿勢には呆れるしかない。

府教委は、工事業者、測定業者の聴き取り調査などを進めている模様だ。それを踏まえて、第3回の保護者説明会を行おうとしている。

事前調査は誰がどのように行い、どのような判断がされたのか？（13頁へ続く）

測定マニュアル守らず
パクイケイ(3)

金岡高・石綿飛散業者、少量検出困難

校舎補修に伴いアスベスト(石綿)が飛散した堺市北区の大坂府立金岡高校で、06～10年度に実施された空気中の石綿濃度の測定が、少量検出可能な環境ではなく別な方法で行われていたことが分かった。この方法は短時間で済みコストも節約できるが、少量の石綿繊維を捕捉していくとされる。なぜマニユアル通りの方法がとられなかつたのか、府教委が調査する方針。

被験者支援団体「関西労働者安全センター」が測定資料入手し、府教委に連絡した。府教委によると、金岡高校の教室などの梁に毒性の高い青石綿が吹き付けられていたため、飛散を防止する工作を5年間に実施。安価認のため06年度から毎年度、委託を受けた専門業者が空気中の石綿を測定していた。府教委は遅くとも08年度から、各学校に対し、石綿の測定を業務

委託する際の入札条件として、一般環境を対象にした環境省のマニュアルに従わせるよう提示。これは空気を時間かけてフィルターに通し、石綿の繊維を数える方法だった。ところが06～10年度に請け負った業者は、2時間で吸引する方法で実施。これは主に労働現場の作業環境を測定するものだった。測定結果に異常はなかつた。昨年度と今年度は府教委は「現在の業務委託の条件と過去の測定がなぜ違つていたのか分からぬ。確認したい」と話している。

【大島秀利】

連載 それぞれのアスベスト禍 その27

中皮腫・アスベスト疾患・患者と家族の会 古川和子

肺がんの原因は

前回の「それぞれのアスベスト禍」では石綿救済法の不当な認定基準に苦しむY子さんの事例を紹介した。今回はY子さん(62歳)の肺の中にある石綿小体の原因について触れてみよう。

Y子さんは2010年12月15日に肺がんのため、右肺上葉を切除した。さらに翌年2011年1月19日には左肺上葉にも転移が見つかり再手術した。切除した肺の組織からは3000本を超える石綿小体が検出された。そして2011年2月に石綿健康被害救済法に申請したが、認定されるには5000本の石綿小体が必要だった。そのために現在はさらに詳しい検査が必要となったが検査機関の事情により相当な時間を要している。

Y子さんは大阪市西成区に居住歴があり、地域には石綿製品製造工場が複数あった。そして幼稚園と中学校は、労災認定者を出している石綿製品製造工場の直近だった。

事の起りは2011年2月にある患者と出会った事だった。患者と家族の会尼崎支部の患者会に参加したAさん(75歳)は「中皮腫を発病しています。生まれも育ちも大阪市西成区です。仕事でアスベストを扱って

いなかったが、自宅横に大阪パッキングという石綿工場がありました」と静かに語つた。「え~!」とAさんの口から出た工場名を聞き、私は驚いた。その地域は2005年のクボタショック以後から複数の相談が寄せられて、既に種々の調査をしていたからだ。しかし多くの相談は「中皮腫で亡くなった」など遺族からの情報ばかりで、存命の方がないなかった。また現在闘病中の中皮腫患者Bさんからも聞き取りを行っていたが距離的、年代的に確信が得られていなかったので、Aさんの様に工場近隣の居住歴があり闘病中の患者は初めてだった。そして年齢的にも当時の記憶が鮮明だった。間違いなく、大阪パッキング製造工場(現:日本インシュレーション)の直近に居住歴があり、工場からの粉じんを吸って発病したと考えられる。

Aさんが中皮腫と診断がついたときには既に病状が進行していたので治療の選択肢は限られていた。Aさんは元石綿工場に対して「早期発見のためには健診が必要。会社で健診を行ってほしい」と訴えた。そこでAさん夫妻と共に、関西労働者安全センターの片岡さんと4人で日本インシュレーションに住民健診を行って貰えるよう、申し入れに行った。その結果、住民健診希望は実現

した。

6月10日、西成区住民健診に先立って相談会を行った。相談者の中には既に石綿関連所見(胸膜プラーク等)のある方などがいた。Y子さんはその時の相談者の一人だ。しかし工場周辺住民で石綿肺がんが発症するのだろうか?発症リスクは、中皮腫よりも肺がんの方が大量の曝露だと言われているが西成区の工場周辺で本当に肺がんが発症するのだろうか?私たちは慎重に対応した。Y子さんの肺がん発症原因は西成区以外にあるのかもしれない、と考えたりもした。

12月に入って、大阪市内の福島健康管理センターで西成区住民の健診が実施された。

今回の受診希望者は9名。対象者は大阪パッキング製造工場直近の住民6名と少し距離が離れているが健康不安を抱いていた3名だ。

最近、健診結果が出た。その報告書を見たときY子さんの肺がんは紛れもなく工場から飛散した石綿が原因だと確信した。健診

結果、受診者の多くから胸膜プラーク、胸膜肥厚など石綿関連所見が確認されたのだ。Y子さんの肺から確認された3000本余りの石綿小体も工場から出たものに違いない。

とはいえる、救済法の認定には関係ない。必ず「5000本」の石綿小体が必要みたいだ。もし「石綿暴露」が認定要件に入ればY子さんはもっと早くに救済される可能性もあるのだが。とはいえる、かつて西成区の住民で周辺工場の石綿を吸ったという事の証明も難しい問題だ。

始まったばかりの西成区石綿問題。住民健診の声をあげてくれたAさんは残念ながら昨年8月に他界された。Aさんの命の代償ともいえる健診制度のお陰で、Y子さんの発病の原因が判明した。他の方々の所見も確認できた。しかし問題はこれからだ。

尼崎のクボタショックとは違って、一企業の補償問題ではない。この地域には複数の石綿工場があった。しかも多くは現存しない企業ばかりだ。まさに環境公害だ。

(11頁より)

工事過程の詳細は?

軒下の吹き付け石綿に気がつかなかつたのは、なぜなのか?本当なのか?

事後の問題点は正されるのか?

様々な観点からの検証が必要だ。

また、金岡高校で毎年行われてきた定期のアスベスト気中濃度測定について、測定方法が業務委託仕様通りに行われていなかつたのではないかという問題も浮上してきた。

飛散事故の当事者である府教委による調

査だけでは、本当の検証作業にはならないことは明白だ。第三者によるオープンな検証作業が必須といえる。

今後の府教委、学校の対応を注視することはもちろんだが、同時に、他のところでも金岡高校のような杜撰な飛散事件が発覚しているし (<http://www.asiapress.org/apn/archives/2012/09/23072647.php>など)、民間の解体工事がどんどん行われている状況に対処するためにも、国レベルの抜本的な対策を講じることが急務だ。

韓国からのニュース

■清掃労働者、有害物質に無防備に暴露、政府・大学は知らん振り

ソウルの弘益大美術部の作業室には、ゴミの爆弾でも投下されたかのように化学薬品・残飯・美術材料などが乱雑に散らかっていた。夜中に換気のない作業室は、化学薬品とゴミが混じつたいやな臭いで一杯だった。11月29日午前7時50分。8年目になる清掃労働者・S氏(60)は美術部の作業室を足早に行き来して、ゴミを袋に入れた。出勤時間は8時だが清掃労働者は30分前に仕事を始める。仕事量が多く雇用が不安なため、と言うのが労働者の説明だ。公共輸送労組は『大学非正規職労働者の労働安全実態調査団』を作り、先月27日から大学清掃労働者の労働安全実態調査を行った。大学清掃労働者の労働安全調査は今回が初めてだ。調査団には労働安全団体と野党の国会議員たちが参加した。

◇労災に遭っても雇用不安で『隠蔽』 8階建の美術部は弘大で最も古い建物で、エレベーターもない。4人が2階づつを分けて仕事をする。弘大的ゴミの50%以上がここから出る。ゴミ1袋の重さは粘土・石膏・ガラス・陶磁器などの美術材料によって3～35kgになる。60代初めの女性労働者が袋を押してゴミ回収場に集める。肩・手首・腰などに筋骨格系疾患を起こす理由だ。S氏は「関節はどこも痛くないところはないが、もし痛いと言えば委託業者が切るかと思って、みんな隠している」と話した。実際に労組の西京支部が清掃労働者800人にアンケート調査を実施し「仕事で痛くなったり怪我をした場合どうするか」と尋ねた結果、78.5%が「一人で解決する」と答えた。また、71.7%は「仕事で痛くなったり怪我をした経験がある」と答え、清掃労働者が労災に無防備に曝露していることが明らかになった。これらは事故と災害の原因として、△重い物を動かしたり不具合な道具の使用、△無理な姿勢、△すべて転倒する事故を挙げた。

S氏は一時間、腰を一度も伸ばさないままずっとゴミを運び続け、廊下と便所を雑巾で拭いた。作業服には色々な埃がくっ付いていた。口を開くと息が

白くなるほど寒い日だったが、彼女の顔は汗に汚れ、化粧が流れた。下請け業者が労働者に支給する安全装備はマスクとゴム手袋が全て。使う洗浄剤と混合物、美術材料などの化学物質についての安全教育を受けたこともない。業者がくれる洗浄剤の安全性も確認する方法がない。昔は大学が備品を管理したが、最近は業者が備品を管理し、利益を出すためには人体に有害でも安いものを使うケースが少なくない。学生たちが残した各種の排泄物が小便器と廊下などにこびり着いていても、洗浄剤を最大限きつくして使う。もっと早く、もっときれいに掃除するためだ。作業室でも各種の化学物質の臭いが混じって、有害物質が何なのかすら分からなかった。産業安全保健法では、事業主は労働者に洗浄剤などの化学物質に関して安全教育を実施しなければならない。また、洗面・入浴・洗濯などの各種衛生施設も設置しなければならない。

◇正体不明の有害物質に無防備に暴露 記者が「産業安全法は守られているか」とS氏に尋ねると、彼女は「私たちのような者のために法がまともに守られたことがあるか」と問い合わせてきた。2時間ほど労働者が働くのを側で見ているだけでも、記者の目は痛み、首はヒリヒリした。

8年目の清掃労働者M氏(58)は「もう慢性になって臭いさえ感じない」。「風邪など色々な呼吸器疾患と皮膚疾患などを訴える人は少なくないのに、何が問題なのかを知る方法がない」と話した。この日の業務を調査したキム・テフン医師（社会進歩連帯・保健医療チーム）は「清掃労働者は正体さえ分からない危険な有害物質に様々に曝露しているが、それによる被害は個人に転嫁され、労災として処理されていない」と心配した。彼は「今回の初めての調査を皮切りに、政府と大学が清掃労働者の労働安全の実態について本格的な調査を実施し、安全保健政策に反映する契機になるように願う」。「劣悪な下請け業者だけでは問題を解決するには限界があり、本当の使用者である大学がやらなければならない」と話した。

労組は今月中旬までに、高麗大・高麗大病院・慶熙大・梨花女子大・延世大・弘益大を相手に、労働環境・有害物質暴露調査・症状のアンケート調査と面接などを実施する。その後、調査と一緒にした議員らと共に、国会討論会を行って制度改善を進める予定。2012年12月3日 毎日労働ニュース キム・ウンソン記者

■社会的弱者の労働、労働法を学ぶことから／イ・チュンヘ公認労務士(労務法人「生きる」)

少し前にある団体の要請で、就職した障害者のための労働法教育を行った。受講生は全員労働する能力があり、就職が可能な障害者だった。教育内容は簡単だった。

「労働契約をする時は労働契約書を書き、1週の所定労働時間は40時間。延長・夜間・休日の労働に対する支給は加算手当が支給される。」

「1年以上継続して勤務した時は退職金を受け取ることができ、賃金を受けることができなかつた時は、労働庁に陳情あるいは告訴ができる。」

「不当な懲戒や解雇にあった時は労働委員会に救済申請ができる、最低賃金は現在4580ウォンで、有給休暇を使うことができ、仕事で怪我をしたり痛くなれば労災申請ができる。」

非常に基本的で当たり前の話をしながら私は非常に憚てた。当然の話なのに、この人たちはほとんど初耳という表情を浮かべ、自分たちが不当な待遇を受けているということさえ知らなかつたためだ。

某社会的企業で働いたという人は、使用者に障害について事前に十分に説明した後に、与えられた仕事をする能力があることを確認して就職したという。ところが働いて2ヶ月目に、同僚の非障害者が見た目が悪いという理由で(名目上は仕事がチャンとできないという理由で)辞めろと言つたと言う。社長がある日書類を持ってきて署名しろと言つたので、見たら辞職願いだったと言う。その人は社長が作った辞職願いに署名しろと言われれば、当然そうすべきだと思って署名をしたと言う。なぜ抗議しなかつたのかと尋ねたところ、帰ってきた返事は「知らなかつた」であった。口惜しいのは、出て行けと言われれば、そのまま出て行かなければならぬと思ったということだ。

他の一人は前の会社で寄宿舎生活をしながら、1

日基本的に11時間働いて、夜勤をする日も多かったと言う。労働時間に関する法違反だった。月給はいくら貰つたかと聞くと100万ウォンを少し超えていたと言う。この人は時間外手当を全く受け取つていなかつた。百歩譲って、この頃流行りの包括賃金だとしても問題だ。該当の事業場が最低賃金に関する労働部の認可を受けていない可能性が高いから、加算賃金まで計算すれば、最低賃金法違反だ。年次休暇もなく、更に社長が事業場内にCCTVを設置して一日中働く様子を監視したと言う。すべてが法違反であると言うと、それが今やつと分かつたと口惜しがられた。

障害者が労働の機会を得るのは容易でないのは事実だ。そのために最低賃金に達しない賃金を受け取つたり、不当な待遇にあっても、その事実を違法と知らずに我慢してしまうケースが多い。更に障害者には労働法の適用がないと考えて、雇用することをまるで気前よく物を施すように感じ、法違反を当然視する使用者も頻繁にある。しかし障害者も労働者で、当然労働法が適用される。障害者も法が定めた最低基準を遵守せよと要求する権利があり、より良い労働条件を要求する権利がある。

社会的弱者である障害者の労働は、社会がより一層厚く保護しなければならない。障害者が単に就職することで満足するのではなく、人間らしい労働ができるようにする第一歩は、労働法を知ることから始めなければならない。2012年12月4日 每日労働ニュース キム・ハクテ記者

■サムスン半導体の乳癌死亡者に労災認定／4月の再生不良性貧血に続いて2例目、乳癌承認は国内初

サムスン半導体の器興工場で働いて退職した後、今年3月に乳癌で亡くなったキム・某(当時36才)氏が産業災害と認められた。我が国で乳癌が労災と認められた最初の事例だ。サムスン半導体の職業病被害者の中では、2番目に労災承認を受けた。

勤労福祉公団は16日に「ソウル業務上疾病判定委が3日に会議を行い、故人の乳癌発病が以前の半導体の事業場での勤務と相当な因果関係があると判定した」とし、「産業災害補償保険の遺族給与と葬儀費などを支給することにした」と明らかにした。

キム・某氏は19才だった95年にサムスン半導体器興工場に入社し、4年9ヶ月間、半導体生産イン

プラント工程で働いた。2000年に退社したキム氏は結婚後の2009年8月に乳癌3期と診断され、治療を受けたが癌細胞が骨と肝臓に転移し、今年3月ついに亡くなった。これについて「半導体労働者の健康と人権を守る」(パノリム)は、同月6日に公団に葬儀費と遺族給与を請求した。

パノリムによれば、ソウル疾病判定委は「故人が半導体工場で働いた当時、有害物質の曝露を定量化しにくい状況で、有機溶剤・放射線の曝露が認められる」として「曝露時期が早いほど癌の発病率が高い点と、交代勤務による乳癌の発病率が高いという報告などの根拠を複合的に判断する時、故人の乳癌の発病は半導体事業場での勤務と相当な因果関係がある」と判定した。公団関係者は「今月14日、故人の遺族に遺族給与が支給された」と話した。

パノリムの関係者は「今年4月に、サムスン半導体の再生不良性貧血の被害者キム・ジスク氏が労災承認を受けたのに続き、2例目の労災承認が決定された」として、「サムスンの主張と異なり、サムスン半導体の職業病被害は明白な事実で、半導体工場の有害な環境が再度確認された結果」と評価した。
2012年12月17日 毎日労働ニュース チェ・ジョンナム記者

■労働者の作業中止権を保障し、企業殺人法を制定せよ／蔚山労災追放運動連合

11月14日、蔚山港の東防波堤の近くでクレーンを積んだバージ船が沈没し、労働者と船員7人が死亡し、5人が行方不明になるという重大災害が発生したことに関し、蔚山労災追放運動連合は「事故責任者を厳重処罰し、企業殺人法を制定せよ」と要求した。事故が起こった蔚山新港北防波堤3工区築造工事の発注者は国土海洋部・蔚山海洋港湾庁で、主管施工者は漢拏建設である。漢拏建設は昨年、防波堤築造工事の予定価格である2390億ウォンの42%の1000億80万ウォンで工事を受注、ダンピング受注だった。

蔚山労災追放運動連合は「ダンピング受注を挽回するためか、工事現場には多段階下請けと無理な作業の強行、劣悪な作業条件、安全措置の不履行、海洋汚染などが蔓延した」と指摘した。漢拏建設の下請け業者のソッジョン建設も批判した。11月14日、蔚山港湾庁が天候の悪化を理由にソッジョン建設に

3回も帰港を薦めたのに、ソッジョン建設は無理に作業を強行し、労働者を待避させなかつたことが確認された。

蔚山労災追放運動連合は「気象の悪化にも拘わらず、工事費を圧縮するために無理に作業を強行したために事故が発生した」として「危険な状況なのに労働者の生命と安全を一片も考慮せず、工事費の縮小と工期に間に合わせるのに汲々としたソッジョン建設は、故人と失踪者の家族に謝罪せよ」と要求した。

蔚山労災追放運動連合は統いて「重大災害の再発防止のために、労働者自身が危険な作業を中止できる権利、作業中止権を保障し、労働者が死亡した重大災害の事業場の事業主を拘束処罰できる企業殺人法を、一日も早く導入しなければならない」と強調した。
2012年12月20日 每日労働ニュース ク・ウネ記者

■金属労組、癌患者31人を集団労災申請／「工場の化学製品、12.3%は発癌物質を含む…職業性癌の認定基準を変更せよ」

金属労組は18日午後、ソウルの勤労福祉公団の前で『職業性癌認定要求5次集団労災申請金属労働者決起大会』を行い、職業性癌患者31人に対する集団労災申請をしたと明らかにした。

昨年4月に1次職業性癌の集団労災申請を始めて、今までに102人の職業性癌患者が集団労災申請に参加した。しかし公団から業務上災害を認められたのは、今まで17人に止まる。業務上災害不承認の判定を受けた人はこの2倍多い36人である。残りは疫学調査中だ。今までに業務上災害と認められた人は、ほとんどが肺癌と血液癌患者だ。職業性癌に対する厳しい認定基準によって、残りの癌疾患は労災と認められないケースが多い。

労組が2010年から2年間、全国87の事業場で発癌物質の使用実態を調査した結果によれば、全部で1万2952種の化学製品のうち、発癌性物質が含まれた危険製品は全体の47.7%に当たる6178種に達した。人に癌を起こすことが確認されたり、癌を起こすと思われる1・2級発癌物質は、全体の12.3%に当たる1594種の製品から発見された。
2012年12月20日 每日労働ニュース キム・ミヨン記者

(翻訳：中村 猛)

前線から

第三者行為災害で派遣先工場らと和解成立

三 重

三重県の工場でプレス工として働いていたペルー女性労働者のAさんは、2007年7月、お昼の休憩時間中に、休憩所の壁を崩して雪崩込んできた金属くずのコンテナの下敷きになり、重傷を負った。労災保険が適用され治療を受けて障害等級12級となり、事故を起こした金属くずの回収業者Bと派遣先工場、派遣会社の3者に損害賠償を請求する訴訟を起こしていた。5月に証人尋問が行われた詳細は2012年9月号で報告した。

コンテナを倒して事故を起こしたB氏は全面的に責任を認めており、補償をする覚悟はあるものの経済的に高額の補償ができる状態ではなく、原告Aさん側の訴訟の狙いは、事故現場である工場側の過失も追求することだった。工業の社長

Cの証言では、社長がまったくコンテナ置き場の危険性を認識してあらずに直ぐそばのプレハブを休憩所として使用することを認め、またコンテナを積んだのも同社従業員であったことが明らかになった。

証人尋問後、裁判官からは和解の提案があった。補償額をB氏、工場、派遣会社で7：2：1とするという案であった。裁判所としても工場と派遣業者の責任を多少なりと考慮してあ

り、悪くない案であった。これに対して原告側からは、工場の責任はもう少し大きいとして、5：3：2にしてほしいと返答した。その後各者の支払い能力などを考慮して、具体的に金額を詰めた結果、割合的には大きくないが工場・派遣会社を含めて補償を勝ち取った勝利和解が12月に成立した。

Aさんは夫と離婚して、日本生まれの中学生の娘を育てている。今も後遺症の頭や腰、肩などの痛みで働くのは大変であるが、なんとか仕事を見つけてがんばっている。決して十分な額ではないが補償を得て、少しは助けになると良いと思う。

労災の2年半後の休業を補償請求

滋 賀

外国人労働者の単純労働災害が様々な要因で困難な相談ケースとなることがある。外国人労働者では、派遣労働者であること、言葉の問題がありすべてが雇用

主任せになりがちであること、労災制度などの補償制度に疎く自分ではアクセスしにくいことなどが、すんなり労災補償を受けられない原因となっているよう

だ。

ペルー女性労働者のCさんは、滋賀県の製麺工場で就労中、床の油すべって転んで左膝を床で強打して負傷した。しかし骨折などの所見がなく痛みのみであったので、打ち身程度と考えられて、2日ほど休んだだけで就労を続けた。その後も膝の痛みは続き、労災保険が適用されていたので治療は継続していた。しかし、あるときから担当するラインのスピードが速められため、仕事が忙しくなり膝の痛みがひどくなつて勤けなくなり仕事を休み始めた。そのときすでに労災事故から2年半がたっていた。普通は通院治療で時間の経過とともに疾病が軽快すると考えられるところ、悪化したとして休業補償を請求するので、当然労働基準監督署からは調査があることになる。幸いCさ

んは休業する半年前に田島診療所に転院し三橋先生の治療を受けていた。

Cさんのケースは、休業直前の仕事について詳しい申立書を作成し、管轄の京都下労働基準監督署（派遣会社が京都であったので）に休業補償を請求した。監督署からの症状照会にも三橋先生が適切な意見を返答してください、3ヶ月ほどかかったが休業補償が支給された。

Cさんのように、当初労災で病院にかかったが休業せずに就労を続けて症状が悪化してから、休業補償を請求することになったケースはこのところ多い。前に相談があった別のペルー女性のケースは事故から2年間の間、痛みがひどくなつては数日休みを繰り返してずっと就労しており、休業を認めさせるためにかなりの時間を要した。また派遣

会社などがすぐに病院を受診させても健康保険を使って自己負担分を会社が支払うことで対応し、休業が長引いたり仕事で悪化させたために後から労災保険を適用されることになったケースも多い。すんなり最初から労災を適用したり、しっかり休業させたりしていれば、怪我も速く治ったかもしれないし、労災請求にかかる手間も簡単で済んだはずである。初診の病院で診断を確認し今の症状と比べて医師の意見を聞いたりという作業が不可欠となる。また本人から外国語で聞き取りを行い、それを日本語にして申立書を作成したりで大変な手間である。

制度があっても本人請求の制度でありながら、実際は事業主に手続きしてもらうしかない外国人労働者はトラブルはつきない。

安全センター情報

全国労働安全衛生センター連絡会議の機関誌「安全センター情報」は、運動・行政・研究など各分野の最新情報の提供、動向の解説、問題提起や全国各地・世界各地の状況など、他では得られない情報を満載しています。●一部800円

●申し込み：Tel 03-3636-3882/Fax: 03-3636-3881
E-mail: joshrc@jca.apc.org URL: http://www.jca.apc.org/joshrc/

12月の新聞記事から

12/5 建設現場でアスベストによる健康被害を受けたとして東京、埼玉、千葉の元建設作業員308人（うち199人死亡）について、本人と遺族計337人が国と建材メーカー42社に慰謝料など総額約120億円の賠償を求めた訴訟で、東京地裁は国の責任を一部認め総額約10億6000万円の支払いを命じた。メーカーの責任は否定。裁判長は「国の規制措置は実効性を欠き不十分」と指摘。石綿の危険性が医学的に確立した時期は国際労働機関が発がん性を明言した72年と認定。78年の専門家による国への報告書などから「79年には石綿関連疾患の患者が今後発生・増大することは予見できた。遅くとも81年1月時点で防じんマスク着用を罰則付きで義務化するなどの規制を行う義務を負っていたのに怠った」と国の不作為を指摘し、同年以降に屋内で作業に従事した元作業員158人について賠償を認めた。吹きつけ工は国の庁舎工事での吹きつけが禁止された後の74年以降を賠償対象とした。個人事業主の請求は認めなかつた。国は17日に、原告側も18日に控訴した。

12/6 群馬県の関越自動車道で4月に46人が死傷した高速ツアーバス事故で、成田労働基準監督署は、バス会社「陸援隊」社長と同社を労働基準法違反（時間外労働）の疑いで書類送検。運転手に事故2日前の4月27日、1日8時間を2時間50分超える時間外労働などをさせたとしている。

堺市北区の大坂府立金岡高校で行われている校舎外壁の補修工事で、ひさしにアスベストが吹き付けられていたことに気づかず、3週間近くにわたりアスベストの飛散防止措置をしないまま工事が行われていたことが分かった。定期検査のため訪れた、空気中のアスベスト濃度を調べる測定業者の指摘で判明し、現在は飛散防止措置が採られている。

12/7 福島労働局富岡労働基準監督署は東京電力福島第1原発事故の収束作業を請け負った建設会社「アクセス青森」と、同社社長を、労働安全衛生法（健康障害の防止措置など）違反容疑で福島地検に書類を送った。容疑は昨年12/1、高線量エリアで足場設置作業をする4人に警報器付き線量計に鉛カバーを着けるよう指示して、正確な被ばく線量を確認しなかった。また同社への指導を怠ったとして、元請けの「東京エネシス」に是正勧告し、作業を発注した東電と、建設会社「ビルドアップ」を指導した。

12/11 東北大薬学部の助手だった男性（24）がうつ病で自殺したのは、長時間勤務と上司のパワハラなどが原因として、男性の両親が大学に約1億円の損害賠償を求める訴えを仙台地裁に起こした。2009年に労災申請し、宮城労働局は過労自殺と認定している。男性は07年6月、薬学部の博士課程を退学し助手に就任。半年後、大学病院9階から飛び降り自殺した。直前2ヶ月の時間外労働は104時間、97時間。指導教授らからの嫌がらせでストレスが深刻化しうつ病になってしまったとして、大学側に安全配慮義務違反があったと主張している。

印刷会社の従業員らに胆管がんの発症が相次いだ問題で、厚生労働省は印刷業関連で11月末までに新たに4人の労災申請があり、計56人（うち死亡35人）となつたことを明らかにした。

広島県福山市のJFEスチール西日本製鉄

所で、溶かした鉄が流れている溝に男性社員が落ちた。溝から同社員とみられる焼死体が見つかり、作業中に誤って転落したとみて、安全管理などに問題がなかつたか調べている。

12/13 東日本大震災の被災地で救助や避難誘導を担った岩手、宮城、福島3県の消防団員は、1年半たっても5人に1人が心的外傷後ストレス障害を発症する可能性が高いことが、総務省消防庁の有識者研究会の調査で分かった。調査は9~10月、消防団員869人に對し22項目を質問して答えを数値化した結果、20.1%に発症の危険性が高いとした。専門家の面談など心のケアを受けた団員は一部にとどまり、大半は「受ける機会がなかった」と答えた。被災3県の消防本部の職員（305人）を対象とした調査では17.4%、全国から派遣された消防職員（522人）では3.8%だった。

12/14 神戸の元港湾労働者やその遺族16人が、アスベストの積み降ろし作業などで中皮腫など健康被害を受けたとして、当時の勤務先に補償を求め、簡易裁判所に調停を申し立てた。申し立てられた会社のほとんどが加盟する日本港運協会は、支払った補償額の一定割合を補助金として支給する制度を、今年4月に成立させている。

12/23 ローソンが健康診断を受けない社員の賞与を15%減額する異例の制度を、来年度から導入する。直属の上司も10%カット。多忙を理由に健診を受けず、健康を害して仕事を続けられなくなるケースを減らすのが狙いで企業の医療費負担の軽減にもつなげたい考えだ。厳しいペナルティーを科することで全員の受診を目指す。ローソンでは、11年度の健診受診者が約83%にとどまった。

12/25 弘前市立病院で研修医として勤務中の10年11月に急死した中国人医師、呂永富さん（28）が、弘前労働基準監督署に労災死と認定された。代理人弁護士は「背景には東北地方の医師不足がある」と訴えた。呂さんは02年に中国遼寧省から来日。04年に弘前大医学部に入学し、卒業後の10年4月から同病院で研修医として勤務、母親らが昨年7月に来日し、労災申請した。

12/26 金岡高校で青石綿が露出した問題で、関西労働者安全センターは06-10年度に同高で行われたアスベスト濃度測定について、環境省の規定より少ない空気量と時間で行われ、測定値の妥当性に疑問があると府教委側に指摘した。05年度に校舎のはりに囲い込み工事を実施した後、毎年業者に委託して空気中のアスベスト濃度を測定していた。環境省のマニュアルでは、空気を4時間かけて2400リットル集めて測定することを原則としているが、測定業者の報告書を情報公開請求したところ、2時間で600リットル分の空気を分析した測定値しか記載されていなかつた。

12/27 福井市の消防機器販売会社「暁産業」で働いていた19歳の男性が自殺したのは、上司のパワハラや長時間労働が原因として、男性の父親が会社と上司2人に約1億1000万円の損害賠償を求める訴訟を福井地裁に起こした。6日付。福井労働基準監督署が7月、自殺は上司のパワハラが原因と認めて労災を認定。男性は2010年2月からアルバイトを始め、高校卒業後の同4月に正社員として入社。その後過重な業務やパワハラでうつ状態となり、同12月に自宅で首をつって自殺した。